

法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

〔第 1 問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 30 点）

【事例】

1. 甲株式会社は、公開会社ではない株式会社であり、取締役会を設置していない。甲社の株主は A、A の長男 X、A の次男 B、A の弟 C の 4 名である。甲社の発行済株式総数は 1000 株であり、X・A・B の 3 名がそれぞれ 300 株、C が 100 株を保有している。なお、C は遠隔地に転居した 2015 年頃から、甲社の株主総会にはほとんど出席しない状態が続いている。

甲社の定款に、取締役の任期に関する定めはない。2021 年 6 月 25 日に開催された甲社の定時株主総会において、A が甲社の取締役に選任された。

2. 2023 年 1 月頃、A は体調を崩したのをきっかけに、甲社の取締役の座を B に譲ることを考えるようになった。そこで、A は B と相談し、2023 年 6 月に開催される甲社の定時株主総会において、A を取締役に再任せず、B のみを取締役に選任する方針で一致し、X にもその旨を伝達した。

X は、A の引退後は自らが甲社の取締役になりたいという希望を有していたため、A・B による相談の結果には不満であった。

3. 2023 年 6 月 7 日に、A は、B を取締役に選任する旨の議案（以下「本件議案」という。）を記載した定時株主総会招集通知を、X・A・B の 3 名に発した。A は、C に対して招集通知を發しても C が株主総会に出席する可能性は低く、また、仮に C が株主総会に出席した場合、以前から B との人間関係が良好でない C が本件議案に反対の意見を述べる可能性があると考えたため、C に対しては招集通知を發しなかった。

2023 年 6 月 23 日に甲社の定時株主総会が開催され、X・A・B の 3 名が出席した。本件議案には X が反対したものの、A・B の賛成により可決された（以下「本件決議」という。）。

4. C に対して招集通知が發せられなかつたことを知った X は、2023 年 8 月 10 日、本件決議の取消しを求めて、株主総会決議取消しの訴えを提起した（以下「本件訴訟」という。）。

5. 本件訴訟が係属中の 2025 年 6 月 11 日、B は、自らを取締役に再任する旨の議案を記載した定時株主総会招集通知を、X・A・B・C の 4 名に発した。

2025 年 6 月 27 日に甲社の定時株主総会が開催され、X・A・B の 3 名が出席した。B を取締役に再任する旨の議案は、A・B の賛成により可決された。

【設問】

本件訴訟における X の請求は認められるか。

〔第2問〕 以下の【設問1】・【設問2】に、それぞれ5行以内で解答しなさい。(配点20点)

【設問1】

監査役会設置会社において、会社が株主総会に提出する会計監査人の選解任・不再任議案の内容については、監査役会が決定することとされている(会社344条1項・3項)。なぜ、議案の決定機関が取締役会ではなく監査役会とされているのか、説明しなさい。

なお、監査役会設置会社以外の監査役設置会社・指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社にも同様の趣旨による類似の規制があるが、解答にあたっては監査役会設置会社についてのみ説明すればよい。

【設問2】

会社法433条2項各号は、総議決権の100分の3以上の議決権を有する株主が会計帳簿の閲覧を請求したにもかかわらず、会社が閲覧を拒むことのできる事由について定めている(以下「会計帳簿の閲覧拒絶事由」という。)。会社法125条3項は、株主が株主名簿の閲覧を請求したにもかかわらず、会社が閲覧を拒むことのできる事由について定めている(以下「株主名簿の閲覧拒絶事由」という。)。

会計帳簿の閲覧拒絶事由と株主名簿の閲覧拒絶事由は類似しているが、前者には「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」が含まれるのに対し、後者には含まれない。このような違いが設けられている理由について説明しなさい。